

新型コロナウイルス感染症で影響を受けた子育て世帯を応援するために

1011445

「子育て世帯への臨時特別給付金」のお知らせ

新型コロナウイルスの経済支援策として国で決定された「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金」を昨年12月から支給しています。この給付金は、18歳以下の子ども1人につき10万円相当の給付を行うこととされていますが、本市では来春の卒業、入学、新学期に向けた準備にお使いいただけるよう、早期に給付するため「現金10万円」を一括給付することにしました。申請が必要な人への給付については、1月11日（火）から申請受け付けを開始予定です。詳しくは、事前に送付する案内通知や市HPをご確認ください。

●給付金の概要

対象区分	給付額 (1人当たり)	申請書に添付するもの (対象区分②③は原則申請が必要)
① 令和3年9月分の児童手当（本則給付）の支給対象児童【※1】	10万円	▽振込先が分かる通帳またはキャッシュカードの写し ▽所属庁から児童手当（本則給付）を受給している公務員は、令和3年9月分の児童手当を受給していることが分かる書類（支払通知書・継続認定通知書の写し等）、または申請書裏面の所属庁からの証明 ▽申請者および配偶者の令和3年度（令和2年分）市区町村民税課税証明書、または非課税証明書（1月1日現在、本市に住所がない人）
② 平成15年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた児童（保護者の所得が児童手当（本則給付）の支給対象となる額と同等未満）【※1】		
③ 令和3年10月から令和4年3月までに生まれた児童手当（本則給付）の支給対象児童【※2】		

※1 対象区分①の児童手当および②の支給対象児童で弟妹が①の児童手当を受給している人には支給済みです
 ※2 11月末までに児童手当の申請を行った人には支給済みです

申込み・問合せ 子ども課子育て支援係 ☎内線 3 1 2 3

申請はもうお済みですか？

ひとり親世帯 1010824

「子育て世帯生活支援特別給付金」のお知らせ

ひとり親世帯以外 1011055

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた低所得の子育て世帯に対して給付金を支給しています。下記に該当する場合は申請することで受給できますので、まだ済んでいない人は期限までに申請してください。

－ひとり親世帯分－

対象 次のいずれかに該当する人

- ・ 公的年金（遺族・障害・老齢・労災年金・遺族補償など）を受給し、令和3年4月分の児童扶養手当が未受給で、申請者と同居親族の令和元年中の収入が児童扶養手当を受けられる所得水準になっている
- ・ 令和3年4月分の児童扶養手当が未受給（未申請含む）で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者と同水準になっている

給付額 児童1人当たり5万円

申請期限 2月28日（月）

※「ひとり親世帯分」と「ひとり親世帯分以外」の重複受給はできません

※申請方法などの詳細は、市HPをご確認ください

－ひとり親世帯以外分－

対象 令和3年3月31日時点で、18歳未満の子

- （障害児については20歳未満）の養育者であり、次のいずれかに該当する人
- ・ 令和3年度（令和2年分）の住民税均等割が非課税である
- ・ 新型コロナウイルスの影響により、令和3年1月1日以降の収入が急変し、令和3年度の住民税均等割が非課税である人と同様の事情にあると認められる（家計急変者）

給付額 児童1人当たり8万円（国：5万円、市：3万円）

申請期限 2月28日（月）

申込み・問合せ 子ども課子育て支援係 ☎内線 3 1 2 3